

◇事業番号 9 : 南港東地区国際物流ターミナル整備事業

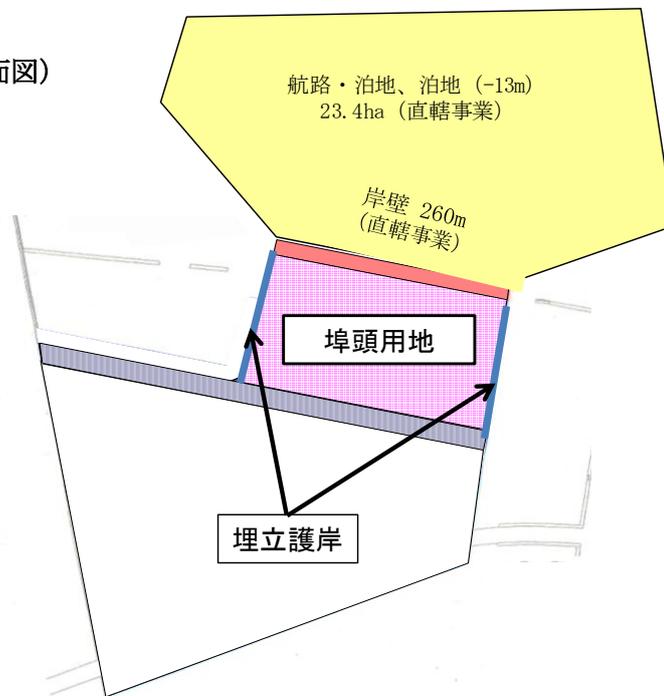
○追加説明資料の要求

- ・総事業費が事業開始より同額になっているが、見直しの実施の有無を含め、これが妥当なものであるか説明願う。

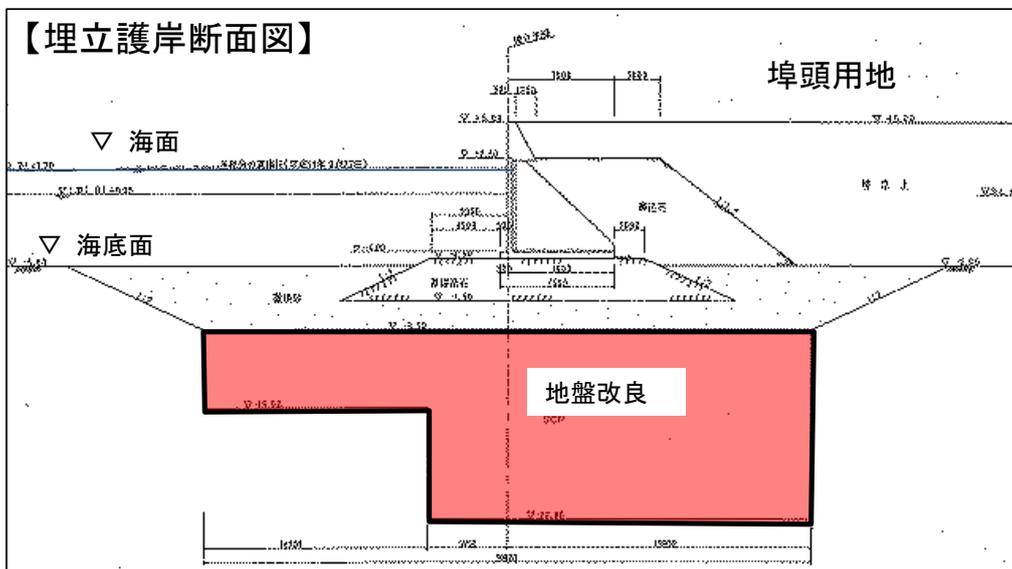
【回答】

- ・本事業については、平成 12 年度より平成 17 年度までの間に、海底の地盤改良を実施している（下図参照）。
- ・地盤改良部は施工後の管理費用が不要であるため平成 18 年度以降の追加費用が発生しておらず、総事業費の見直しは行っていない。
- ・なお、今後の事業実施に際し、建設コストに関わる社会経済状況の変化をふまえて、大規模公共事業の残土活用といったコスト削減策を検討するなどして、必要に応じて事業費を見直す予定である。

(全体事業平面図)



【埋立護岸断面図】

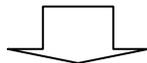


○調書等の修正

- ・対応方針について、市としての今後の見通しを国の事業の進捗状況と対応させて加筆されたい。

(修正前)

7 対応方針 (原案)	「事業継続（評価C）」 本事業は、大阪港において水深-13mを有する唯一の外貿一般貨物埠頭として物流の効率化に資する一方、当面は、夢洲C12岸壁の延伸整備を重点的に推進するため、国の直轄事業として事業継続と評価された岸壁整備にあわせ限定的に実施する。
----------------	--



(修正後)

7 対応方針 (原案)	「事業継続（評価C）」 本事業は、大阪港における水深-13mを有する唯一の外貿一般貨物埠頭として国際物流の効率化に資するものである。 <u>国は、平成 28 年度の暫定供用をめざして進めている国際コンテナ戦略港湾の施設整備（夢洲 C12 延伸・主航路浚渫等）に続いて、本事業の促進を図る予定であり、本市としても、国直轄事業の岸壁整備の進捗を踏まえて埠頭用地の整備を進めていく。</u>
----------------	--